

令和 4 年 6 月 14 日

令和 4 年網走市議会第 2 回定例会 議案

令和4年網走市議会第2回定例会 議案

番号	議案番号	件名
1	議案第1号	令和4年度網走市一般会計補正予算
2	議案第2号	令和4年度網走市水道事業会計補正予算
3	議案第3号	網走市子ども医療費助成に関する条例及び網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
4	議案第4号	網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
5	議案第5号	網走市税条例及び網走市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
6	議案第6号	網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について
7	議案第7号	網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
8	議案第8号	網走市網走港の安全な利用の確保に関する条例制定について
9	議案第9号	財産の無償貸付について
10	議案第10号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第 1 号

令和 4 年度網走市一般会計補正予算

令和 4 年度網走市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,476,674 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,111,841 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 6 月 14 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12.地方交付税		6,455,000	17,950	6,472,950
	1.地方交付税	6,455,000	17,950	6,472,950
16.国庫支出金		2,733,482	81,318	2,814,800
	1.国庫負担金	2,155,672	29,862	2,185,534
	2.国庫補助金	566,388	51,456	617,844
17.道支出金		1,489,256	28,506	1,517,762
	2.道補助金	509,512	28,506	538,018
20.繰入金		1,540,600	125,700	1,666,300
	1.基金繰入金	1,516,113	125,700	1,641,813
23.市債		1,779,900	1,223,200	3,003,100
	1.市債	1,779,900	1,223,200	3,003,100
歳入合計		24,635,167	1,476,674	26,111,841

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.総務費		2,826,993	1,258,186	4,085,179
	1.総務管理費	2,416,831	1,258,186	3,675,017
4.衛生費		1,652,498	151,818	1,804,316
	1.保健衛生費	910,854	151,818	1,062,672
6.農林水産業費		1,100,105	26,920	1,127,025
	1.農業費	808,675	26,920	835,595
7.商工費		2,870,460	5,850	2,876,310
	2.観光費	424,719	5,850	430,569
8.土木費		2,813,306	9,600	2,822,906
	2.港湾費	287,754	9,600	297,354
10.教育費		2,277,828	24,300	2,302,128
	2.小学校費	421,186	24,300	445,486
歳出合計		24,635,167	1,476,674	26,111,841

第 2 表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎建設事業	5,228,000	令和4年度	1,256,600
				令和5年度	1,757,800
				令和6年度	2,213,600

第3表 地方債補正
(変更)

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法 利率 償還の方法
総務管理事業債	千円 81,100	証書借入又は証券発行	10.0%	40年以内(内据置25年以内)の元金均等償還。	千円 1,212,000	補正前に同じ
保健衛生事業債	70,500	(借入先)	(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	141,000	
労働事業債	4,600	財政融資資金			4,600	
農業債	37,500	地方公共団体			37,500	
観光事業債	91,900	金融機構			91,900	
道路橋梁事業債	557,500	北海道			557,500	
港湾事業債	115,200	都市職員共済組合			115,200	
河川整備事業債	80,000	地方職員共済組合			80,000	
公営住宅事業債	49,000	北海道市町村振興協会			49,000	
公園整備事業債	14,400	北海道市町村備荒資金組合			14,400	
学校教育事業債	248,800	その他			270,600	
社会教育事業債	107,400	銀行等引受資金			107,400	
臨時財政対策債	222,000				222,000	
借換債	100,000				100,000	
計	1,779,900				3,003,100	

※今回補正は太字で表示。

議案第2号

令和4年度網走市水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度網走市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 予算第4条中資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	698,500千円	0千円	698,500千円
第1項 企業債	362,000千円	△70,500千円	291,500千円
第4項 出資金	70,500千円	70,500千円	141,000千円

令和4年6月14日提出

網走市長 水谷 洋一

令和4年度 網走市水道事業会計予算実施計画（第1号補正）

（資本的収入及び支出）

（収入の部）

（単位 千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	補正後 予定額	備考
1. 資本的収入			698,500	0	698,500	
	1. 企業債		362,000	△ 70,500	291,500	
		1. 企業債	362,000	△ 70,500	291,500	企業債の減
	4. 出資金		70,500	70,500	141,000	
		1. 出資金	70,500	70,500	141,000	出資金の増

令和4年度 網走市水道事業会計予算実施計画内訳書（第1号補正）

(資本的收入)

(単位 千円)

款	項	目	既決 予定額	補正 予定額	補正後 予定額	節	金額	説明
1. 資本的收入			698,500	0	698,500			
	1. 企業債		362,000	△ 70,500	291,500			
		1. 企業債	362,000	△ 70,500	291,500	1. 企業債	△ 70,500	企業債 △70,500
	4. 出資金		70,500	70,500	141,000			
		1. 出資金	70,500	70,500	141,000	1. 出資金	70,500	一般会計出資金 70,500

令和4年度 網走市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位 円)

区分	金額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当期純損益	92,087,000
非資金項目の調整	
減価償却費	351,185,000
固定資産除却費	20,000,000
修繕引当金の増減	0
退職給付引当金の増減	4,560,000
賞与引当金の増減	△276,000
貸倒引当金の増減	148,076
長期前受金戻入額	△41,124,000
業務活動による資産及び負債の増減	
資産の増減	△32,988,541
負債の増減	0
業務活動以外の損益項目	
受取利息及び配当金	△5,000
支払利息等	74,859,000
小計	468,445,535
受取利息及び配当金受取額	5,000
支払利息等支払額	△74,859,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	393,591,535
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費	△726,774,000
建設改良費にかかる収入	266,000,000
固定資産の売却	0
投資活動による資産の増減	0
投資活動による負債の増減	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△460,774,000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債の発行	291,500,000
企業債の償還	△390,091,000
出資金による収入	141,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	42,409,000
現金及び現金同等物の減少額	△24,773,465
現金及び現金同等物の期首残高	624,118,296
現金及び現金同等物の期末残高	599,344,831

令和4年度 網走市水道事業予定貸借対照表

令和5年3月31日

(単位 円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		521,467,040	
ロ 立木		56,219,197	
ハ 建物	185,698,874		
減価償却累計額	<u>△112,623,477</u>	73,075,397	
ニ 構築物	18,322,927,847		
減価償却累計額	<u>△9,551,172,083</u>	8,771,755,764	
ホ 機械及び装置	739,058,658		
減価償却累計額	<u>△418,304,990</u>	320,753,668	
ヘ 車両運搬具	12,375,119		
減価償却累計額	<u>△10,258,654</u>	2,116,465	
ト 工具器具及び備品	45,635,812		
減価償却累計額	<u>△24,206,421</u>	21,429,391	
チ 建設仮勘定		<u>344,002,915</u>	
有形固定資産合計			10,110,819,837

(2) 無形固定資産

イ 借地権		4,604,030	
ロ 電話加入権		20,600	
ハ ソフトウェア		<u>13,284,000</u>	
無形固定資産合計			<u>17,908,630</u>

固定資産合計

10,128,728,467

2 流動資産

(1) 現金預金		599,344,831	
(2) 未収金		42,118,085	
貸倒引当金	<u>△4,842,989</u>	37,275,096	
(3) その他流動資産		<u>10,000,000</u>	

流動資産合計

646,619,927

資産合計

10,775,348,394

負 債 の 部

3	固定負債		
	(1) 企業債		4,136,016,329
	(2) 引当金		
	イ 退職給付引当金	94,425,775	
	ロ 修繕引当金	<u>117,981,661</u>	
	引当金合計		<u>212,407,436</u>
	固定負債合計		4,348,423,765
4	流動負債		
	(1) 企業債		363,956,336
	(2) 未払金		
	イ その他未払金	<u>360,768</u>	
	未払金合計		360,768
	(3) 引当金		
	イ 賞与引当金	<u>7,396,071</u>	
	引当金合計		7,396,071
	(4) その他流動負債		
	イ 預り金	170,073	
	ロ 預り定期預金証書	<u>10,000,000</u>	
	その他流動負債合計		<u>10,170,073</u>
	流動負債合計		381,883,248
5	繰延収益		
	(1) 長期前受金		2,285,590,749
	(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△1,150,260,948</u>
	繰延収益合計		1,135,329,801
	負債合計		5,865,636,814

資 本 の 部

6	資本金		
	(1) 自己資本金		
	イ 固有資本金	50,956,543	
	ロ 組入資本金	3,411,241,906	
	ハ 繰入資本金	<u>825,228,021</u>	
	自己資本金合計		<u>4,287,426,470</u>
	資本金合計		4,287,426,470
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 受贈財産評価額	3,673,935	
	ロ その他資本剰余金	<u>28,402,785</u>	
	資本剰余金合計		32,076,720
	(2) 利益剰余金		
	イ 減債積立金	233,333,563	
	ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>356,874,827</u>	
	利益剰余金合計		<u>590,208,390</u>
	剰余金合計		622,285,110
	資本合計		4,909,711,580
	負債資本合計		10,775,348,394

議案第 3 号

網走市子ども医療費助成に関する条例及び網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

網走市子ども医療費助成に関する条例及び網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 6 月 14 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市子ども医療費助成に関する条例及び網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 7 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

（網走市子ども医療費助成に関する条例の一部改正）

第 1 条 網走市子ども医療費助成に関する条例（平成 11 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

第 3 条中第 3 号を削る。

第 5 条中「受給者が負担すべき一部負担金及び食事療養標準負担額並びに」を「食事療養標準負担額及び」に改める。

第 5 条の 2 を削る。

（網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正）

第 2 条 網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和 58 年条

例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1号中「3歳未満(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの期間を含む。)、その属する世帯員全員が市民税非課税者の場合、満18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者から数えて第3子目以降となる者、又は満3歳に達する日(誕生日の前日)後の翌月1日から満15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの入院」を「満15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者及び受給者が属する世帯員全員が市民税非課税者の場合」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた医療費に係る助成については、なお従前の例による。

議案第 4 号

網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 6 月 14 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部を改正する条例

網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 7 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15,800 円」を「16,100 円」に改め、同号イ中「7,560 円」を「7,700 円」に改める。

第 8 条中「7 円 51 銭」を「7 円 73 銭」に改める。

第 11 条中「2,596 円」を「2,975 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

議案第5号

網走市税条例及び網走市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

網走市税条例及び網走市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年6月14日提出

網走市長 水谷 洋 一

網走市税条例及び網走市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(網走市税条例の一部改正)

第1条 網走市税条例(平成15年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第18条の4中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の道民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2

条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の見出しを削り、同条第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「本文2の3第2項各号に掲げる事項を附記」を「本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「8様式」の次に「又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式」を加える。

第73条の2第1項中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第26条を削る。

（網走市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 網走市税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

網走市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中網走市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中網走市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3の見出し、同条第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（網走市税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第15号）附則第2条第2項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中網走市税条例第18条の4の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3第1項の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の網走市税条例第18条の4（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の網走市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の網走市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従

前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の網走市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の網走市税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の網走市税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議案第 6 号

網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

網走市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 6 月 14 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市都市計画税条例の一部を改正する条例

網走市都市計画税条例（平成 15 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 17 項を附則第 18 項とし、附則第 16 項を附則第 17 項とする。

附則第 15 項中「附則第 7 項及び第 9 項」を「附則第 8 項及び第 10 項」に、「附則第 7 項及び第 10 項」を「附則第 8 項及び第 11 項」に、「附則第 7 項、第 8 項、第 10 項及び第 11 項」を「附則第 8 項、第 9 項、第 11 項及び第 12 項」に、「附則第 10 項から第 12 項まで」を「附則第 11 項から第 13 項まで」に、「附則第 12 項の「農地」を「附則第 13 項の「農地」に、「附則第 13 項」を「附則第 14 項」に改め、同項を附則第 16 項とする。

附則第 14 項中「附則第 12 項」を「附則第 13 項」に改め、同項を附則第 15 項とする。

附則第 13 項を附則第 14 項とし、附則第 12 項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項を附則第 9 項とし、附則第 7 項を附則第 8 項とし、附則第 6 項を附則第 7 項とし、附則第 5 項の次に次の一項を加える。

（法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合）

6 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の網走市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 7 号

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 6 月 14 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例

網走市国民健康保険条例（平成15年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 6 中「630,000 円」を「650,000 円」に改める。

第 18 条の 6 の 12 中「190,000 円」を「200,000 円」に改める。

第 22 条第 1 項中「630,000 円」を「650,000 円」に改め、同条第 3 項中「190,000 円」を「200,000 円」に改め、同条第 3 項及び第 5 項中「630,000 円」を「650,000 円」に改める。

第 22 条の 3 第 1 項中「に、それぞれ、10 分の 5 を乗じて得た額」を「から、当該保険料額に、それぞれ、10 分の 5 を乗じて得た額（第 18 条第 2 項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額」に改め、同条第 2 項中「第 2 項及び」を削り、同条第 3 項中「「第 18 条の 6 の 6 又は第 18 条の 6 の 10」と、」の後に「「第 18 条第 2 項」とあるのは「第 18 条の 6 の 6 第 2 項」と、」を加え、「第 18 条」とあるのは「第 18 条の 6 の 6」を「第 18 条第 3 項」とあるのは、「第 18 条 6 の 6 第 3 項」に改め、同条第 4 項中「第 18 条又は第 18 条の 5 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第 22 条第 1 項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第 1 項において準用する第 18 条第 2 項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額に、それぞれ、10 分の 5 を乗じて」を「第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して」に改め、同条第 5 項中「第 2 項及び」を削り、同条第 6 項中「、同条第 2 項」とあるのは「同条第 3 項」と、」を削り、「第 18 条」とあるのは、「第 18 条の 6 の 6」を「第 18 条第 3 項」とあるのは、「第 18 条の 6 の 6 第 3 項」に改め、同条第 4 項に次の 2 号を加える。

- (1) 第 18 条又は第 18 条の 5 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第 22 条第 1 項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第 18 条第 2 項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）

- を控除して得た額
- (2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第18条の6、第18条の6の12、第22条及び第22条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 8 号

網走市網走港の安全な利用の確保に関する条例制定について

網走市網走港の安全な利用の確保に関する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 6 月 14 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市網走港の安全な利用の確保に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、網走港における船舶交通の安全を確保し、及び水難事故を防止するために必要な規制を行う等により、同港の利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「対象船舶」とは、遊漁船、プレジャーボート、モーターボート、ヨット、水上オートバイ、ミニボート、ろかいのみをもって運転する船舶その他の総トン数 20 トン未満の船舶及び船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）第 2 条第 4 項に規定する小型船舶をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 2 条第 1 項に規定する漁船
- (2) 専ら海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶
- (3) 専ら港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）第 2 条第 2 項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶
- (4) 専ら内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）第 2 条第 2 項に規定する内航海運業の用に供する船舶
- (5) 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）の委託に基づいて行われる事業の用に供する船舶
- (6) 国等、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人が所有する船舶

2 この条例において「規制対象水域」とは、網走港における南防波堤燈台と北緯 44 度 00 分 44 秒東経 144 度 18 分 11 秒の地点を結ぶ線、同地点と島防波堤北燈台を結ぶ線、島防波堤、南外防波堤、同防波堤の南端と新港船溜 7 号荷さばき地の東端を結ぶ線、新港地区船だまり泊地を囲む構造物、導流堤、第 3 物揚場、第 5 埠頭、第 4 埠頭、第 3 埠頭 2 号岸壁、第 2 物揚場、第 3 埠頭 1 号岸壁、第 1 物揚場、第 2 埠頭護岸、親水防波堤及び南防波堤（その西端から燈台までの部分）で概ね囲まれた別図で示す水域をいう。

（市長の責務）

第 3 条 市長は、この条例による規制の内容の周知その他の網走港の安全な利用のために必要な関係法令等の啓発及び指導を行う責務を有する。

（プレジャーボート等の販売事業者等の責務）

第 4 条 プレジャーボート、モーターボート、ヨット、水上オートバイ、ミニボート等を販売し、又は賃貸その他の方法によりこれらを他人に提供する事業を営む者は、顧客に対するこの条例による規制の内容の教示その他の規制対象水域の船舶交通の安全の確保及び水難事故の防止に関する取組みを行うとともに、この条例の目的を達成するために市長が行う措置に協力するよう努めなければならない。

（利用者の責務）

第 5 条 規制対象水域の利用者は、自ら水難事故の防止に努めるものとする。

（関係機関等との連携）

第 6 条 市は、国、北海道、漁業関係団体その他の関係機関等との連携を確保しつつ、規制対象水域を含む網走港の船舶交通の安全の確保及び水難事故の防止のための施策を推進するものとする。

（進入の許可）

第 7 条 規制対象水域へ進入しようとする対象船舶は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 乗船者の生命、身体又は財産の保護のために緊急の必要があるとき。
- (2) 天候の急変等による急迫した危難を避ける必要があるとき。
- (3) 運転の自由を失ったとき。
- (4) 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
- (5) その他やむを得ない事由があるとき。

2 前項の許可には、規制対象水域における船舶交通の安全を確保し、及び水難事故を防止するために必要な限度において、条件を付することができる。

（許可の基準）

第 8 条 市長は、前条第 1 項の許可（以下単に「許可」という。）の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

- (1) 規制対象水域内における釣りその他の魚類その他の水産動植物の採捕（以下「釣り等」という。）（下見その他の釣り等の準備行為を含む。）を目的とする場合
- (2) 規制対象水域内の他の船舶の安全な航行に著しい支障を与えるおそれがある場合
- (3) 申請に係る船舶が規制対象水域を安全に航行することが困難であると認められるものである場合
- (4) 網走港の管理に支障を与えるおそれがある場合

(許可の取消し等)

第9条 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は規制対象水域から退出すべきことを命ずることができる。

- (1) 不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 許可に付された条件に違反したとき。

(実効性の確保のための連携)

第10条 市長は、この条例の実効性を確保するため、他の法令の罰則の適用に関し、関係機関と連携するものとする。

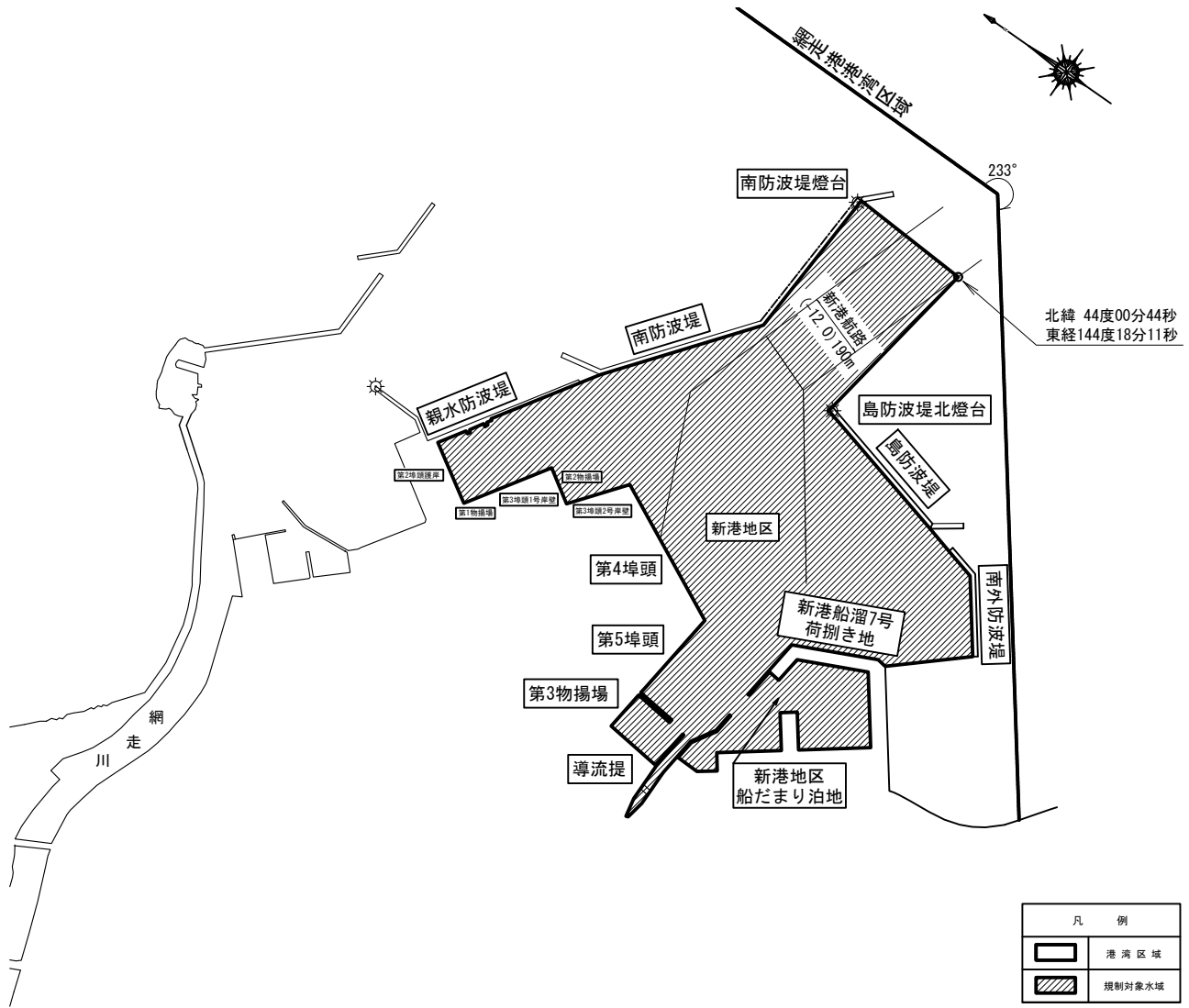
(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

別図(第2条関係)



議案第 9 号

財産の無償貸付について

次のとおり土地を無償で貸付する。

令和 4 年 6 月 14 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

記

1 土地の所在等

所在	網走市潮見 4 丁目 108 番 18 の内	網走市潮見 4 丁目 108 番 19 の内
地目	雑種地	雑種地
面積	3,400 m ²	3,500 m ²

2 貸付の目的

網走市が出資する地域新電力会社へ土地を貸付け、再生可能エネルギーの地産地消によるカーボンニュートラルの推進、災害対応力の強化、環境学習の推進を図る。

3 貸付の相手方

住所 網走市字呼人 534 番地の 2
氏名 あばしり電力株式会社
代表取締役社長 村本 正義

4 貸付期間

契約締結の日から 2045 年 3 月 31 日まで

5 貸付金額

無償

議案第 10 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、能平、嘉越、浦士別、栄清、丸実及び音根内辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和4年6月14日提出

網走市長 水 谷 洋 一

総合整備計画書（案）

北海道 網走市 能平辺地
 （辺地の人口 292人、面積 48.2km²）

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字能取、字平和
- (2) 地域の中心の位置
網走市字能取244番地70
- (3) 辺地度点数
136点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 保 育 所 ～ 老朽化の著しい西部地区の保育所2園について、適切な保育集団規模の維持と通年保育の実施など保育環境の改善を図るため、新たな統合保育所への建て替えを行う。
- ・ 通学バス・ポート ～ 当該辺地及び近隣辺地に住み、西が丘小学校及び第五中学校に通学する児童生徒の通学手段確保のためにスクールバスを民間事業所から借上げしているが、22年を経過し老朽化が著しくエンジントラブル等も発生し民間事業所による車輛更新も難しいため、市で購入し安全に通学できる環境づくりを早急に進める必要がある。
- ・ 道 路 ～ 現在未舗装であるため、スクールバスや農業用車両の安全な通行に支障を及ぼしている。安全な通行を確保するため、郊外地域から整備要望が多い路線の舗装工事を行う。
 能取環状線 : 舗装 延長500m
 平和停車場線: 舗装 延長100m
 西能取南線 : 舗装 延長300m
 中能取線 : 舗装 延長400m
- ・ 電気通信に関する施設 ～ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
 それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 農 業 ～ 国が行った卯原内ダムの応急事業に係る地元負担金を繰上償還にて支払おうとするもの。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ～ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 教 職 員 住 宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から 令和4年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
保 育 所 (西部地区統合へき地保育所整備事業)	網走市	238,700	15,700	223,000	223,000
通学バス・ポート (スクールバス整備事業)	網走市	25,000	3,680	21,320	21,300
道 路 (能取環状線 外3件)	網走市	61,000		61,000	61,000
電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業)	網走市	235,684	127,684	108,000	108,000
農 業 (国営土地改良事業(西網走地区)負担金)	網走市	26,106		26,106	16,300
住民の交通の便に供するための自動車 (患者送迎車整備事業)	網走市	2,021		2,021	2,000
教 職 員 住 宅 (教員住宅改修事業)	網走市	(12,000) 11,600		(12,000) 11,600	(12,000) 11,600
合計		(600,511) 600,111	(147,064) 147,064	(453,447) 453,047	(443,600) 443,200

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 嘉越辺地
 (辺地の人口 371人、面積 34.6km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字嘉多山、字越歳
- (2) 地域の中心の位置
網走市字嘉多山39番地2
- (3) 辺地地点数
135点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 ~ 現在未舗装であるため、スクールバスや農業用車両の安全な通行に支障を及ぼしている。安全な通行を確保するため、郊外地域から整備要望が多い路線の舗装工事を行う。
二見ヶ岡卯原内線(1,700m)のうち路盤1,110m、排水670m、舗装1,190mを整備する。
- ・ 保 育 所 ~ 老朽化の著しい西部地区の保育所2園について、適切な保育集団規模の維持と通年保育の実施など保育環境の改善を図るため、新たな統合保育所への建て替えを行う。
- ・ 通学バス・ポート ~ 当該辺地及び近隣辺地に住み、西が丘小学校及び第五中学校に通学する児童生徒の通学手段確保のためにスクールバス運用しているが、運用開始から16年経過し、エンジントラブルにより走行できなくなったため、市で更新し安全に通学できる環境づくりを早急に進める必要がある。
- ・ 電気通信に関する施設 ~ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 農 業 ~ 国が行った卯原内ダムの応急事業に係る地元負担金を繰上償還にて支払おうとするもの。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ~ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 公民館その他の集会施設 ~ 老朽化した嘉多山地区研修センターの外壁及び窓枠の改修を行う。
- ・ 教職員住宅 ~ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から 令和4年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (二見ヶ岡卯原内線)	網走市	(256,000)		(256,000)	(256,000)
		217,000		217,000	217,000
保 育 所 (西部地区統合へき地保育所整備事業)	網走市	238,700	15,700	223,000	223,000
通学バス・ポート (スクールバス整備事業)	網走市	11,480		11,480	11,400
電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業)	網走市	254,956	138,156	116,800	116,800
農 業 (国営土地改良事業(西網走地区)負担金)	網走市	12,128		12,128	7,500
住民の交通の便に供するための自動車 (患者送迎車整備事業)	網走市	2,567		2,567	2,500
公民館その他の集会施設 (郊外集会施設改修事業)	網走市	13,700		13,700	13,700
教職員住宅 (教員住宅改修事業)	網走市	(25,200)		(25,200)	(25,200)
		24,400		24,400	24,400
合計		(814,731)	(153,856)	(660,875)	(656,100)
		774,931	153,856	621,075	616,300

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 浦士別辺地
(辺地の人口 189人、面積 11.7km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字浦士別
- (2) 地域の中心の位置
網走市字浦士別327番地7
- (3) 辺地地点数
204点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 ～ 現在未舗装であるため、スクールバスや農業用車両の安全な通行に支障を及ぼしている。安全な通行を確保するため、郊外地域から整備要望が多い路線の舗装工事を行う。
浦士別東16線:舗装 延長1,100m
- ・ 電気通信に関する施設 ～ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ～ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 教職員住宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から 令和4年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (浦士別東16線)	網走市	92,000		92,000	92,000
電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業)	網走市	55,425	30,025	25,400	25,400
住民の交通の便に供するための自動車 (患者送迎車整備事業)	網走市	1,308		1,308	1,300
教職員住宅 (教員住宅改修事業)	網走市	(7,600) 6,000		(7,600) 6,000	(7,600) 6,000
合計		(156,333) 154,733	(30,025) 30,025	(126,308) 124,708	(126,300) 124,700

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 栄清辺地
(辺地の人口 109人、面積 21.4 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字栄、字清浦
- (2) 地域の中心の位置
字栄82番地6
- (3) 辺地度点数
233点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 ～ 現在未舗装であるため、スクールバスや農業用車両の安全な通行に支障を及ぼしている。安全な通行を確保するため、郊外地域から整備要望が多い路線の舗装工事を行う。
浦士別実豊線(300m)の路盤・排水・舗装の整備をする。
- ・ 電気通信に関する施設 ～ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ～ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 教職員住宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から 令和6年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (浦士別実豊線)	網走市	(75,000) 55,000		(75,000) 55,000	(75,000) 55,000
電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業)	網走市	104,595	56,682	47,913	47,900
住民の交通の便に供 するための自動車 (患者送迎車整備事業)	網走市	754		754	700
教職員住宅 (教員住宅改修事業)	網走市	(3,000) 2,700		(3,000) 2,700	(3,000) 2,700
合計		(183,349) 163,049	(56,682) 56,682	(126,667) 106,367	(126,600) 106,300

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 丸実辺地
 (辺地の人口 74人、面積 20.3km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字丸万、実豊
- (2) 地域の中心の位置
網走市字丸万120番地
- (3) 辺地度数
189点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 電気通信に関する施設 ～ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ～ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 教職員住宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から 令和6年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業)	網走市	93,142	50,442	42,700	42,700
住民の交通の便に供するための自動車 (患者送迎車整備事業)	網走市	512		512	500
教職員住宅 (教員住宅改修事業)	網走市	(3,100) 2,500		(3,100) 2,500	(3,100) 2,500
合計		(96,754) 96,154	(50,442) 50,442	(46,312) 45,712	(46,300) 45,700

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 音根内辺地
(辺地の人口 182人、面積 19.10km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字音根内
- (2) 地域の中心の位置
字音根内1番地1
- (3) 辺地地点数
180点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 電気通信に関する施設 ～ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- ・ 住民の交通の便に供するための自動車 ～ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- ・ 教職員住宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の老朽化が著しいため、改修を行うもの。
- ・ 公民館その他の集会施設 ～ 音根内地区福祉会館の玄関前スロープの設置改修を行う。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から 令和6年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業)	網走市	87,852	47,608	40,244	40,200
住民の交通の便に供 するための自動車 (患者送迎車整備事業)	網走市	1,259		1,259	1,200
教職員住宅 (教員住宅改修事業)	網走市	(8,100) 6,500		(8,100) 6,500	(8,100) 6,500
公民館その他の集会施設 (郊外集会施設改修事業)	網走市	(1,000)		(1,000)	(1,000)
合計		(98,211) 95,611	(47,608) 47,608	(50,603) 48,003	(50,500) 47,900